

新型コロナワクチン接種費用助成の概要

1 助成対象者

秋田県医師国民健康保険組合の被保険者及び第三種組合員

2 助成要件

① 年度内 1 人 1 回助成

② 自院接種可

③ 定期接種対象の方は市町村からの助成を受けた方のみ対象

※市町村により定期接種対象外の方に対しても助成している場合があります。

その場合は、市町村からの助成を受けた方を対象とします。

3 助成内容

① 定期接種対象（65 歳以上）の方：領収書額面（自己負担額）の全額

60～64 歳で重症化リスク（*）の高い方も定期接種対象となります。

（*）心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

② 定期接種対象外（64 歳以下）の方：領収書額面（自己負担額）の 2 分の 1

4 助成対象接種期間

市町村の定期接種期間内であること（任意接種の方も同様といたします）

5 請求期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日